

死刑の代替刑について

弁護士 小 田 清 和 (広島弁護士会)

1 死刑の代替刑の検討

- (1) 「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(2016年10月7日、第59回人権擁護大会の宣言)

死刑が廃止された場合の最高刑に対する考え方として、日弁連としての意見をまとめたことはない。罪を犯した人の中には、その時点のままの状態であれば、社会に絶対に復帰させるわけにはいかない人も存するだろう。

仮釈放が認められず刑務所内で死亡している受刑者も、仮釈放される数以上に存在しているということを確認する必要がある。

そこで、現行の仮釈放の開始時期を10年よりも、15年、20年、25年まで遅らせる「重無期刑制度」を新たに設けることを検討する必要がある。

また、重無期刑制度では、死刑廃止後の被害者の応報感情や一般市民の処罰感情を満足させることができないという考え方もあることから、仮釈放の可能性のない終身刑制度の導入についても検討する必要がある。

ただし、「人は変わり得る」のであるから、真に更生した場合には、社会に戻る道が残されていなければならない。本人が努力しても釈放の可能性が全くない刑罰は、非人道的な刑罰といわざるを得ない。

そのため、仮釈放の可能性のない終身刑を導入するとしても、減刑の可能性を制度的に残し、受刑者の申し立てに基づいて再審査を行う、裁判所が刑の変更の可否を検討する制度が望ましい。

と代替刑の導入並びにその内容を示唆している。

(提案理由第3、7を参照)

2 (1) 現行規定から死刑を削除した場合の最高刑

無期拘禁刑となる。(第9条、第10条及び第12条1項参照)

仮釈放の規定の適用がある(第28条参照)

(参考)

2022年(令和4年)6月13日改正(令和7年6月1日施行)以後の規定

第9条：死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料

第12条：拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上20年以下

第13条：削除

第14条：死刑又は無期拘禁刑を減刑して有期拘禁刑とする場合には、その長期を30年とする。

②有期の拘禁刑を加重する場合には30年にまで上げることができ、・・・

第28条：拘禁刑に処せられた者に改悛の情があるときは、・・・無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。

第68条：法律上の減軽に関する規定

一 死刑を減軽するときは、無期又は10年以上の拘禁刑とする。

(参考)

現状の無期懲役刑（無期拘禁刑）受刑者の仮釈放の状況

ア) 無期懲役受刑者数

無期刑の執行状況及び無期刑受刑者にかかる仮釈放の運用状況について（法務省 令和5年12月）

令和3年12月末 1725名 仮釈放9名 死亡29名

令和4年12月末 1688名 仮釈放6名 死亡41名

イ) 仮釈放者数

令和5年版犯罪白書第2編第5省第2節1(4)無期刑受刑者の仮釈放 2-5-2-3表 無期刑仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）参照

平成15年以降は、在所期間20以内の仮釈放者はいない。

平成27年以降は、在所期間30年以内の仮釈放者はいない。

法務省 無期刑受刑者の仮釈放の運用状況について

無期刑の執行状況及び無期刑受刑者にかかる仮釈放の運用状況について（令和5年12月更新）によると

表1-1

平成25年から令和4年までの新規受刑者数の合計は、210名、

その間の仮釈放者数の合計は、104名、その間の死亡受刑者の合計は、260名と報告されている。

表1-2

令和4年12月末の受刑者の合計は、1688名、在所期間10年未満の受刑者は、213名で、平均年齢は、49.4歳であり、10年以上の受刑者は、1475名、平均年齢は、61.9歳、50年以上の受刑者は10名で、平均年齢は、79.3歳となっている。

昭和48年から平成18年頃までは、在所期間25年以内の無期刑受刑者であっても仮釈放された受刑者はおり、平成5年においては、12年以内での仮釈放が認められた受刑者もいたとの報告が行われている。仮釈放の運用は、受刑開始後20年以内に認める運用も相当数あった。

ところが、平成16年刑法改正の後である平成19年以後は、25年から30年までの間の仮釈放が認められる人数は、ごくわずかとなり、平成27年以降は、30年以内で仮釈放が認められる運用はなくなった。

無期懲役は、事実上終身刑化していると評価をする者もいる。

【参考】特に犯情悪質等の無期懲役確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について（平成10年6月18日依命通達）

（略）同じ無期懲役刑の判決を受けた者でも個々の事件ごとにその犯情には大きな違いがあり、比較的早期に仮出獄が許されてしかるべき者がいる反面、終身またはそれに近い期間の服役が相当と認められる者もいると考えられ、犯情に即した適正な刑の執行が行われるべきである。・・・検察官としても、無期懲役刑受刑者の中でも、相当長期間にわたり服役させることに意を用いた権限行使等をすべきであるので、これらの者に対する刑の執行指揮を適正に行い、また、仮出獄審査に関する刑務所長・地方更生保護委員会からの意見の照会に対する意見は、より適切で、説得力のあるものとする必要がある。

【参考】無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用について（通達）法務省保護第134号平成21年3月6日

第1 25条調査

略

第2 申し出によらない審理の開始

1 地方委員会は、無期刑受刑者について、刑の執行が開始された日（略）から30年が経過したときは、その経過した日から起算して1年以内に、法第35条第1項の規定に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする。

2 地方委員会は、1による仮釈放審理の対象とされ、仮釈放を許す旨の決定がされなかった無期刑受刑者について、その者に係る最後の仮釈放審理の終結の日から10年が経過したときは、その経過した日から起算して1年以内に、法第35条第1項の規定に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする。

(2) 現行刑法の刑種と代替可能性の視点

死刑⇒最高刑・社会復帰の可能性はない

無期拘禁刑⇒最高刑・社会復帰の可能性はある（死刑廃止のみの場合）
（制度上10年で仮釈放の可能性はある）

終身刑⇒最高刑・社会復帰の可能性はない（新設の場合）
（制度上仮釈放の規定の適用を認めない）

重無期刑⇒最高刑・社会復帰の可能性はある（新設の場合）
（制度上、仮釈放を現行規定より長期（例えば、15年、20年、25年）とする。）

(3) 死刑廃止と刑罰としての最高刑について

死刑廃止後の最高刑のあり方については、死刑制度と同様に国の制度のあり方としての検討。死刑制度を廃止した場合の最高刑のあり方として、刑罰内容として代替といえるかどうかの比較を行ったもの。

上記の比較検討によると、最高刑としての死刑に相当するといえる自由刑としての刑罰は、社会復帰の可能性を認めない仮釈放のない終身刑ということになる。

3 憲法適合性の視点

仮釈放の可能性のない終身刑は、憲法36条で禁止される残虐な刑罰に該当するの否か。

終身刑が憲法の禁止する残虐な刑罰といえるかどうかについての判例検討
無期懲役刑は、現時点においては憲法36条の禁止する残虐な刑罰ではないと最高裁判所の判例がある。終身刑は、現行刑法に規定されていない新たな刑罰であるため、判例の見解はない。

無期懲役刑を残虐な刑罰でないとした補足意見は、「仮出獄・・・が妨げられないから」という理由を挙げているが、代替刑として検討している終身刑は、仮釈放が認められないとするものだから、補足意見がそのまま当てはまるとはいえない部分がある。

また、残虐な刑罰とは、判例上、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」、「その時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合」、「残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題」とされており、終身刑について、現在の社会において人道上残酷、残虐性を有すると認められるのか、国民感情は如何なのかという点の検討も必要と考えられる。

そのため、終身刑が憲法第36条の禁止する残虐な刑罰に該当しないと直ちに言い切れるかどうかについては、判例解釈上、解決済みとは言い切れないと考えられる。

(参考判例)

① 最高裁判所大法廷判決 昭和23年6月30日（残虐な刑罰の意義）
「残虐な刑罰とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味するのである。

② 最高裁判所大法廷判決 昭和23年3月12日（死刑合憲判決）
「刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない。ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行方法等がその時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬから、将来もし死刑について火あぶり、貼り付け、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第36条に違反するものというべきである。」

(補足意見)

「・・・ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免れないものであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることもあり得ることである。・・・」

③ 最高裁判所大法廷判決 昭和24年12月21日（無期懲役合憲判決）

「死刑そのものは憲法第36条にいわゆる「残虐な刑罰」に当たらないとすることは当裁判所の判例とするところである。既に現行制度における死刑それ自体が然りとすれば同様に現行制度における無期懲役刑そのものも亦残虐な刑罰といい得ないことは一層当然であろう。」

「近時における行刑制度は素朴な応報刑主義の見地のみによらず教育刑主義にも立脚して組織され運用されているのである。現代の行刑は、無期自由刑の受刑者に対してもでき得る限り、その物心両生活においてその反省の機会を与え人間生活の広さと深さとを味得せしめてその更生を誘致すべく努力するのである」

(斉藤悠輔裁判官、沢田竹治郎裁判官の補足意見)

「・・・有期でなく無期であるからといって現代文化社会観念に照らし許すべからざる残虐性を有するともいえない。なぜなら、無期刑といえども、その執行中において恩赦、仮出獄、執行停止等を妨げられないからである。」

4 条約上の視点

(1) 刑罰内容（社会復帰の可能性の有無と残虐な刑罰の該当性）

世界人権宣言（国連人権委員会）：1948年12月10日

第5条：何人も、拷問亦は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取り扱い若しくは刑罰を受けることはない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）：1976年3月23日、効力発生）日本は、1979年批准（選択議定書は、未批准）

第7条：何人も、拷問亦は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない。・・・

(参考)

ヨーロッパ人権条約（1950年11月4日調印、1953年9月3日発効）

第3条 何人も、拷問または非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない。

条約の検討

人権宣言の内容を表したものが、ヨーロッパ人権条約、自由権規約に反映されているといわれている。

ヨーロッパ人権条約は、地域条約であり、またヨーロッパ人権裁判所の判断は、直ちに日本国内法の解釈に影響するものではないが、そこでの解釈は、日本が選択議定書（通報制度）を批准すると、自由権規約に基づく救済申し立てに対して、規約人権委員会は、自由権規約を解釈するに当たり、ヨーロッパ人権裁判所の判断も参考にして解釈すると思われ、残虐な刑罰の内容はどのようなものをいうのかについての判断が通知されることになる。

そして、この規約人権委員会の判断は、同じ思想に基づいた規定に対する判断であるため、ヨーロッパ人権裁判所の判断と同内容の判断が示される可能性は高い。

つまり終身刑は、社会復帰を認められない刑罰であるため（法律上及び事実上の減刑の可能性及び再審査の可能性が認められてない）、残虐な刑罰として自由権規約第7条に違反すると評価される可能性はある。

（参考）

ヨーロッパ人権裁判所判決（2013年7月9日）

ヴィンター対イギリス事件：無期刑に法律上及び事実上の減刑可能性があれば、条約3条の問題は生じない。国内法が、受刑者の減刑、免除、打ち切りまたは仮釈放によって無期刑を再審査する可能性を認めている場合は、条約3条の要請を満たすのに十分である。国内法が再審査する可能性を規定していないならば、絶対的無期刑は条約3条が求める水準に達しないであろう。（イギリスは、この水準にないので、3条違反。）

（参考）

日本は、1952年国連加盟申請時に、「国際連合の事業に参加しかつ憲章の目的及び原則を自ら行動の指針とする」ことを述べ、「国

際連合憲章に挙げられた義務を受諾し、かつ日本国が国際連合の加盟国となる日から、その有するすべての手段をもってこの義務を遂行することを約束するものである」と宣言している。1956年12月18日国連総会で全員一致による加盟承認。

(2) 処遇上の視点

国連総会 被拘禁者処遇最低基準規則採択：2015年12月17日

ネルソン・マンデラ・ルール（1955年第一回犯罪予防及び犯罪者処遇に関する国際連合会議で、「被拘禁者処遇最低基準規則」が決議され、1957年、国際連合経済社会理事会で採択後、1977年改正。その後の大幅改正。）

規則88（1）受刑者の処遇は、社会からの排除ではなく、社会との継続関係を強調するものでなければならない。

規則91 拘禁刑亦是これと同種の処遇を科せられたものの処遇は、刑期が許す限り、釈放後、法を遵守する自立した生活を営む意志と能力を持たせることを目的としなければならない。

(参考)

平成30年2月1日、第196回参議院国会予算委員会議事録

「マンデラ・ルールズということでございます。国際的な合意によって決められているということでございます。この規則につきましては法的拘束力はないということでございますが、・・国際的な基準として意味を持つもので、・・その趣旨をできる限り尊重して実際の運用に当たっているところ」と、上川法務大臣が答弁。

仮釈放の可能性のない終身刑は、社会復帰を認めないことを前提としているため、仮に終身刑を創設するにしても、その処遇については、「ネルソン・マンデラ・ルール」に抵触しないように処遇内容を検討する必要はある。

5 世論調査からの視点

世論調査の結果によると、終身刑を導入した場合でも死刑を廃止すべきでないと思っている人は、2014年調査では、51、5%、2019年調査では、52、0%となり、終身刑を導入した場合に死刑を廃止すべきという人は、2014年調査では、37、7%、2019年調査では、35、1%となっている。亦、将来

的には廃止すべきかどうかという問いに対しては、2014年、2019年調査のいずれにおいても、死刑もやむを得ないと考える人は、50%を切っている。

死刑を廃止する場合、死刑廃止だけを提案するよりも併せて代替刑（終身刑）を提案する方が、国民の理解を得られやすいと考えられる。

(参考)

ア) 2014年の世論調査の結果

- ①死刑は廃止すべき：9,7% (1826名中178名)
死刑もやむを得ない：80,3% (1826名中1467名)
分からない、一概に言えない：9,9% (1826名中181名)
- ②将来状況が変われば廃止すべき：47,2% (1826名中772名)
廃止すべきでない：46,2% (1826名中843名)
分からない：11,6% (1826名中211名)
- ③終身刑が導入された場合廃止すべき：37,7% (1826名中689名)
導入されても廃止しない：51,5% (1826名中940名)
分からない：10,8% (1826名中197名)

(参考)

イ) 2019年の世論調査の結果

- ①死刑は廃止すべき：9,0% (1572名中142名)
死刑もやむを得ない：80,8% (1572名中1270名)
分からない、一概に言えない：10,2% (1572名中160名)
- ②将来状況が変われば廃止すべき：41,3% (1572名中649名)
廃止すべきでない：44,0% (1572名中691名)
分からない：14,8% (1572名中232名)
- ③終身刑が導入された場合廃止すべき：35,1% (1572名中552名)
導入されても廃止しない：52,0% (1572名中818名)
分からない：12,8% (1572名中202名)

6 憲法や条約の抵触可能性からの回避策の検討

(1) 減刑手続き制度の創設

終身刑に関しては、憲法の禁止する残虐な刑罰に該当するのではないかとの疑い、また、条約の禁止する残虐な刑罰に該当するのではないかとの疑いがある。

亦、終身刑を科された者も、変わり得ることを否定することはできない。そのため、仮釈放の認められる無期拘禁刑に終身刑を減刑する手続き制度を創設することにより、憲法や条約に違反するのではないかと

の疑問に対する考え方を提示する必要がある。

なお、減刑手続き制度により無期拘禁刑に減刑される受刑者は、減刑判断が認められる程度の改善更生が必要で、全員が必ず減刑されるものではなく、例外的であると考えている。

減刑手続き制度に関する検討事項は、日本弁護士連合会の「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度撰家に関する提言」を参照。

亦、減刑手続き制度の利用により、仮釈放のある無期拘禁刑に減刑されれば、仮釈放され、社会復帰の可能性も出てくるので、減刑手続き制度を併せて創設することで、多少なりとも受刑者に希望が与えられ、処遇に対する助けになるのではないかと考えられる。

(2) 無期拘禁刑受刑者に対する仮釈放の運用改善（参考）

現在の無期懲役受刑者に対する仮釈放の運用は、資料の通りであるが、この運用自体にも、問題があると日本弁護士連合会は考えている。

刑法改正により、刑罰内容として社会復帰を掲げるのであれば、亦、受刑者に対する処遇原則として社会復帰を目的とするのであれば、現在の無期懲役受刑者、亦、今後の無期拘禁刑受刑者に対する仮釈放の運用のあり方は、検討される必要がある。

死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言

2022年（令和4年）11月15日
日本弁護士連合会

当連合会は、20年以上にわたり、死刑制度の廃止を見据えつつ、その代替刑となるべき最高刑について、現行の刑罰の在り方と共に、検討を重ねてきた。

そして、2016年10月7日の第59回人権擁護大会（福井）の「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」において、

- (1) 死刑制度の廃止を目指すこと、
- (2) 死刑を廃止するに際しては、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討すること、
- (3) 代替刑としては、「刑の言い渡し時には仮釈放の可能性のない終身刑制度」、あるいは、「現行の仮釈放の開始期間を20年、25年等に延ばす重無期刑制度」の導入を検討すること、
- (4) ただし、終身刑を導入する場合も、時間の経過によって本人の更生が進んだときは「無期刑への減刑」等の適用による「刑の変更」を可能とする制度設計が検討されるべきであること

を提言した¹。

さらに、2019年10月15日の当連合会理事会において、「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）として、

- ① 刑法を含む全ての法令において犯罪に対する刑罰として定められた刑種としての「死刑」を全て削除するほか、関係法令に定められた死刑に関する規定の削除又は改正を目指す
- ② 死刑の代替刑として、仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として導入し、死刑制度廃止の時点における死刑確定者及び以後の死刑に相当する犯罪に対して適用する刑とすることを目指す
- ③ 仮釈放の可能性のない終身刑から、例外的に仮釈放の可能性のある無期刑に減刑を認める手続制度を設けることを目指す

- ④ 例外的な減刑手続制度の具体的な内容を今後の主な検討事項とすること等が決定された。

当連合会は、このように積み上げてきた当連合会の検討及び議論の現時点での到達点として、今般、「死刑制度の廃止」と「それに代わる最高刑としての終身拘禁刑の創設」、そして「例外的な減刑手続制度」の具体的な制度設計案を提言するものである。

第1 提言の趣旨

- 1 死刑制度を廃止し、死刑に代わる最高刑として終身拘禁刑を創設することを提言する。
- 2 終身拘禁刑とは、現行刑法の無期懲役・禁錮刑（2022年6月17日の「刑法等の一部を改正する法律」（以下「刑法等改正法」という。）公布の日から起算して3年を超えない範囲で、政令で定める日から懲役と禁錮を廃止し、統一して拘禁刑として施行予定、以下施行前の無期懲役・無期禁錮および施行後の無期拘禁刑を併せて「無期拘禁刑」という。）と異なり、刑法第28条（仮釈放）の適用のない終身の拘禁刑とする。
- 3 終身拘禁刑に処せられた者についても、改悛の状が顕著に認められるなど一定の要件を充足する受刑者については、その刑を仮釈放制度の適用のある無期拘禁刑に減刑する特別手続（以下「特別減刑手続制度」という。）を新たに創設することを提言する。

なお、この「特別減刑手続制度」により終身拘禁刑受刑者が無期拘禁刑に減刑された場合は、無期拘禁刑受刑者に認められる仮釈放の適用に必要な法定期間の始期は、減刑されて無期拘禁刑とされた判断が確定したときからとする。

- 4 3で創設を提言する終身拘禁刑受刑者の「特別減刑手続制度」の具体的な制度設計については、2019年10月15日の当連合会理事会決定による「基本方針」において、その検討事項として以下の各事項が挙げられており、それらについて、下記のような方向性での検討を提案する。
 - (1) 「特別減刑手続制度の法形式」については、新たな法律（「終身拘禁刑の減刑手続に関する法律（仮称）」）を制定すべきである。
 - (2) 「特別減刑手続を担当する機関」は、裁判所とすべきである。
 - (3) 「特別減刑手続申立までに必要な期間（以下「特別減刑申立必要期間」という。）」は、15年又は20年とすべきである。
 - (4) 「特別減刑のための判断要素」としては、「刑事施設における矯正処遇の

¹ 人権擁護大会宣言は出席会員の過半数の賛成をもって採択されるが、宣言案は当連合会理事会（構成員として全国の52弁護士会の会長も含む。）の審議と承認を経た上で人権擁護大会に上程される。

プログラム等により、終身拘禁刑受刑者に改悛の状が顕著に認められるようになったこと」が必要なことは言うまでもないが、それとともに、「社会の状況が客観的に見て当該事案における無期拘禁刑への減刑を拒絶しない程度に至っているかどうか」という要素も入れるべきか否かについては、今後更に検討を要する。

- (5) 「特別減刑判断のための資料の収集」に関しては、
- ① 終身拘禁刑受刑者の刑事施設において収集・保管している資料や記録はその刑事施設（の長）に提出義務を課し、受刑者本人やその家族、また被害者遺族等にも必要に応じて判断資料の提出権を認めるべきである。
 - ② 終身拘禁刑受刑者の心身の状態を調査するための鑑定制度の導入についても検討されるべきである。
- (6) 「裁判所の審理方式と判断形式」については、審理方式は審判手続²とし合議体の裁判体での判断とすべきである。
- (7) 「裁判所の管轄」については、終身拘禁刑受刑者が収容されている地の地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすべきである。
- (8) 「特別減刑手続の申立権者」については、終身拘禁刑受刑者本人と共に、終身拘禁刑受刑者本人の意思に反しないことを前提として、終身拘禁刑受刑者の配偶者及び三親等内の親族、あるいは終身拘禁刑受刑者を収容する刑事施設の長及び検察官も、申立権者として検討すべきである。
- (9) 「特別減刑手続の申立要件及び欠格事由」については、
- ① 特別減刑申立必要期間が経過したこと
 - ② 特別減刑申立て時において終身拘禁刑受刑者が刑事事件の捜査・公判中でないこととすることが考えられる^{3・4}。
- (10) 「上訴及び再申立」については、
- ① 終身拘禁刑から無期拘禁刑への特別減刑判断に関して、これが否定されたときは終身拘禁刑受刑者の上訴権を認めるべきであるが、これが認めら

れたときは、検察官はこの判断に対して不服申立てを行うことができないとの制度にすべきである。

- ② 特別減刑の申立てが棄却されたときも、その後更生の可能性がある以上、相当期間を経れば、その後も特別減刑申立てを行うことができるものとすべきである。
- (11) 特別減刑手続においては、終身拘禁刑受刑者を擁護する付添人の選任権を認めるべきであり、国選付添人制度を導入することも検討すべきである。
- 5 無期懲役・禁錮刑については、仮釈放制度（刑法第28条）の適用があるにもかかわらず事実上終身刑化している状況にあることを、当連合会は2010年12月17日付け「無期刑受刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」で指摘したが、現在においても一向に改善されていない。したがって、終身拘禁刑の創設とは別に、無期拘禁刑受刑者の仮釈放の運用に対しては、同意見書で当連合会が提言した数々の抜本的な制度の改善を直ちに行うことを、改めて強く求める。
- さらに、今回創設を提言する「終身拘禁刑」は、あくまで死刑廃止の場合の代替の最高刑、すなわちこれまで死刑判決の対象とされてきた凶悪な犯罪についての適用刑として提言するものであり、これまで死刑にまで至らない無期拘禁刑が妥当として判断されてきた各事案についてまで、終身拘禁刑ができたことで安易に重罰化して終身拘禁刑が適用されることの無いよう、その運用については司法関係者の間での慎重な判断と検討を強く要望する。
- 6 終身拘禁刑受刑者の処遇については、終身拘禁刑受刑者に対しても個人の尊厳を尊重した処遇が行われるよう制度を整備する。具体的には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）に規定されている矯正処遇について、無期拘禁刑受刑者と同じ内容でよいのか、異なるべき点があるのかを検討し、また、改善指導や教科指導においても、処遇目標に応じた内容⁵を国際的な人権水準に照らして検討する必要がある。

第2 提言の理由

- 1 「死刑制度廃止」の理由と代替する最高刑としての「終身拘禁刑」創設の理由
- (1) 「死刑制度の廃止」を求める理由

⁵ 当初は無期刑への減刑目標とどの段階で社会復帰目標を取り入れた処遇目標とするのが主眼となる。

² 公開とするか非公開とするかについては、全ての段階を公開としなくても良いと考えられる。

³ 再審請求中であるからと言って特別減刑申立を認めないものとする必要はない。再審を申し立てる権利を行使しているからといって、ただちに改悛の状がないとは言えないし、そのような制度は再審請求権の侵害ともなる。将来社会復帰できるかどうかの判断においては、その受刑者に対する全体的な評価として改悛の状の程度を考慮すればよいことである。

⁴ 懲罰については、2010年11月17日付け「刑事被収容者処遇法「5年後見直し」に向けての改革提言」において改革を求め、また、同年12月17日付け「無期刑受刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」でも懲罰の現状を指摘している。懲罰事由は、軽重あり、懲罰に付されていることをもって直ちに特別減刑申立を認めないことは、不適切である。

「死刑制度の廃止」に関しては、当連合会の内部においても未だその方針に反対する意見もあるところであり、弁護士会によっては会内の意見が大きく割れ結論を出せないところもあるのは事実である。

しかしながら、死刑制度は、基本的人権の核をなす生命に対する権利を国家が刑罰として剥奪する制度であり、もし誤判があれば取り返しのない結果になるばかりでなく、刑罰制度の本来の趣旨、すなわち「犯罪への応報であることにとどまらず、罪を犯した人の人間性の回復と自由な社会への社会復帰と社会的包摂の達成に資するものであるべき」こととも全く整合しない制度である。

そうであればこそ、当連合会は、長年の検討と議論の上で、2011年10月7日の第54回人権擁護大会（高松）では死刑のない社会が望ましいことを見据えた上で「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、2016年10月7日の第59回人権擁護大会（福井）では「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を行い、そして2019年10月15日の当連合会理事会では前述のような死刑制度の廃止を目指す「基本方針」を決定したのであり、今回の当連合会の提言は、これらを前提としている。

さらに、2022年6月に「刑法等改正法」が成立し、従前の懲役刑と禁錮刑が廃止されて新たに「拘禁刑」が創設され、刑罰の在り方が「懲らしめ」から「改善更生」に変更されようとしているが、「死刑」はそのような受刑者の「改善更生」を一切否定する刑罰であり、その特異性が極めて際立っている。

(2) 「死刑制度の廃止」に際し、これに代わる最高刑の創設が必要な理由

現行刑法上、刑の種類は、死刑、懲役、禁錮（刑法等改正法施行後は、拘禁刑。なお、以下、施行前の現行の懲役・禁錮及び施行後の拘禁刑を区別が必要な場合を除いて「拘禁刑」という。）、罰金、拘留及び科料が主刑とされている（刑法第9条）。拘禁刑は無期及び有期とされ、有期は1月以上20年以下とされる（同法第12条第1項）。また、有期刑の最長を30年まで加重することができる（同法第14条第1項）。そして、無期拘禁刑受刑者については、法定期間として10年を経過して受刑者に改換の状があるときは行政官庁の処分によって仮に釈放することができる（同法第28条）。

このことからすると、現在最も重い刑罰である死刑を廃止すると、これ

まで2番目に重い刑罰であった無期拘禁刑が最も重い刑罰となるが、死刑廃止後の刑罰制度としてそれでよいのか、死刑に匹敵する新たな最高刑が必要か否かの検討が必要となる。

死刑制度の廃止は、必ずしも世論だけで決めるべき問題ではないが、立法による解決が必要な以上、現実には世論に働きかけてその支持を受けることがやはり必要であろう。その場合、死刑廃止後の被害者や遺族等の応報感情や一般市民の処罰感情を鑑みると、死刑を廃止するに当たっては、これまでは死刑が相当とされてきた事案において、死刑に代わる最高刑を新たに創設することが、死刑廃止に多くの賛同を得るために必要であると思われる。

当連合会において、2002年11月22日付け「死刑制度問題に関する提言」以来、死刑に代わる最高刑を提言することを検討してきたのも、そのような趣旨によるものである。

(3) 「死刑」に代わる最高刑として「終身拘禁刑」が妥当な理由

2016年10月7日の第59回人権擁護大会（福井）の宣言では、死刑の代替刑として、「仮釈放の可能性のない終身刑制度」と「現行の無期刑の仮釈放の開始期間を20年、25年等に延ばす重無期刑制度」の二つを候補として提案していたが、2019年10月15日の当連合会理事会決定の「基本方針」では、このうち、「仮釈放の可能性のない終身刑（終身拘禁刑）」を選択し、新たな最高刑として提案している。

そして、その理由については、「死刑制度を廃止することに伴って導入すべき代替刑として、できるだけ多くの国民が許容できる内容のものを提案することが必要」ということを前提に、「重無期刑は、仮釈放が可能となるまでの期間が長くなるとはいえ、仮釈放の可能性が法律上は一体として認められているもので、量的な意味での違いはあるものの現行の無期刑と基本的に変わるところはない。そこで、現行の無期刑とは質的に異なる仮釈放の可能性のない終身刑を最高刑として提案することとした」と述べている。

すなわち、死刑の代替刑として、自由刑の極刑ともいえるべき「刑として法的に仮釈放の可能性のない終身の拘禁刑」を新たな最高刑とすることが、死刑を廃止することを国民が許容することに繋がる、と考えたものである。

実際、2019年に内閣府が実施した死刑制度に関する世論調査（3000名中1572名が回答）においても、「死刑は廃止すべきである」と回答した者が9.0%（前回調査9.7%）、「死刑もやむを得ない」と回答した者が80.8%（前回調査80.3%）という結果であったが、「死

刑もやむを得ない」と回答した者のうち、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答している者は39.9%にも上っているのがあって、「将来」の死刑廃止の可否に対する態度という基準で分けて見ると、廃止賛成は41.3%、廃止反対は44.0%となる。

また、仮釈放のない終身刑が新たに導入されるならばどうかという問いに対しては、「死刑を廃止する方がよい」と回答した者が35.1%、「死刑を廃止しない方がよい」と回答した者が52.0%となっており、死刑制度を廃止するに当たり、代替刑として終身刑を創設するという提案は、国民世論の一定評価を得ることができると推測される。

今回の提言においても、この2019年10月15日の当連合会理事会決定の「基本方針」を踏襲し、あくまで「死刑廃止に伴う代替刑」としては、刑としては仮釈放の可能性のない「終身拘禁刑」を提言するものである。

2 「終身拘禁刑」の創設と共に、「刑の特別減刑手続制度の創設」が必要な理由

(1) 「終身拘禁刑」の人権上・人道上の問題

上述のように、当連合会が敢えて「仮釈放のない終身拘禁刑」を死刑の代替刑として創設することを提言しているのは、国家による生命の剥奪という究極的な人権侵害行為である「死刑」という刑罰を一刻も早く廃止する必要があり、そのような世論を形成するためには、死刑に代わる最高刑として終身拘禁刑の創設が必要だと判断したからである。

しかしながら、当連合会は、2010年12月17日の「無期刑受刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」において、無期拘禁刑について、仮釈放の制度（刑法第28条）があるにもかかわらず、2004年以降無期刑受刑者の仮出所者の平均受刑在在所期間が25年を超える事態となって事実上終身刑化していることに対し、「…それ自体が国際人権基準に違反する恣意的な拘禁であり（市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第9条1項違反）、また非人道的なものである（自由権規約第7条違反）」と批判し、その制度の改革を訴えている。

この観点からすれば、今回の当連合会の提言においても、如何に「死刑」に代わる最高刑として世論の理解を得られる制度が必要であったとしても、人権の観点から「非人道的」と評価されるような制度の提案は行うべきではない。死刑に代わる最高刑として、自由刑の極刑である「仮釈放の可能性を

認めない終身拘禁刑」の制度⁶を提案するに当たっても、例外的に減刑された刑罰（無期拘禁刑）の執行過程において仮釈放が可能となるような制度設計が、やはり必要となろう。

その方策として、当連合会は、「終身拘禁刑」の受刑者に対して、事後に例外的に仮釈放の適用がある「無期拘禁刑への特別減刑手続制度」を同時に提言するものである。

(2) 恩赦制度との違い

刑の減刑制度としては、現行制度上は恩赦制度もあるが、恩赦制度は司法権が確定させた国家刑罰権の全部又は一部を行政権の作用によって消滅させるものであり、特に、国家の慶弔時において実施される政令恩赦につき、その政治性ゆえに原理的に批判がある⁷。現行法上、受刑者は恩赦の出願をなし得るのみで恩赦の請求権がないこと、また、減刑判断における政治性や恣意性の排除という観点からも、刑の減刑は、やはり新たな法制度の創設で対応すべきである。恩赦は、法の硬直性に対する補完としての救済機能があることがその長所として考えられており、法律による「特別減刑手続制度」の補完的機能として考えておくべきであろう。

(3) 無期拘禁刑に減刑後に仮釈放を申請できるまでの期間

今回提言している「特別減刑手続制度」により、終身拘禁刑受刑者が無期拘禁刑に減刑された場合に、無期拘禁刑受刑者に認められる仮釈放の申請をいつから可能とするべきかについては、「既に長期間の拘禁の後で減刑されるものであるから、直ちに仮釈放の申請も可能にすべき」という意見も考えられるところではあるが、それでは「終身拘禁刑」も「無期拘禁刑」も制度的に大差のないことになってしまい、死刑の代替刑として敢えて「仮釈放のない終身拘禁刑」を創設した趣旨が没却されてしまう。

したがって、今回提言する「特別減刑手続制度」により「終身拘禁刑」から「無期拘禁刑」に減刑がなされた場合には、その受刑者が刑法第28条に基づき仮釈放の申請ができるための法定期間の始期は、減刑されて無期拘禁刑となったとき（審判等の判断が確定したとき）から計算するものとするのが妥当である。

3 「終身拘禁刑」の受刑者に対する「特別減刑手続制度」の具体的制度設計の

⁶ 法務省統計資料によると、2020年の仮釈放者の平均在所期間は、37年6か月とされている。

⁷ 菊田幸一「不透明な昭和天皇大喪恩赦」（法学セミナー1989年6月号24ページ参照）

提言

(1) 「特別減刑手続制度の法形式」について

① 提言の趣旨

特別減刑手続制度の法形式については、新たな法律（「終身拘禁刑の特別減刑手続に関する法律」（仮称））を制定すべきである。

② 理由

刑を言い渡す手続を定めた法律は刑事訴訟法であるから、一旦言い渡した刑罰を後に変更する「特別減刑手続制度」についても、同様に刑事訴訟法に定めれば良いという考え方もあり得る。

しかし、この度提案する「特別減刑手続制度」は、終身拘禁刑という刑罰に限った刑の変更を判断する特別の手続であり、死刑制度の廃止を早期に実現するためには、新たな特別法の中で完結させる方が、既存の他の法律の条文の改変の検討項目が少なくなり、早期実現の目標にかなう方法と思われる。

(2) 「特別減刑手続を担当する機関」について

① 提言の趣旨

特別減刑手続を担当する機関は、裁判所とすべきである。

② 理由

ここにいう「減刑」「刑の変更」とは、刑の量定のやり直しを意味するものではなく、あくまで対象を「終身拘禁刑」という特定の刑に服する者に限った上で、申立てを受け、時間の経過による対象受刑者の「改善更生」という事情を考慮し、「無期拘禁刑」への変更の可否の判断を可能とする制度である。

この点、現行法上の恩赦制度が行政府によって実施されていることや、仮釈放制度が地方更生保護委員会（法務省の地方支分部局）の判断で行われていること、市民の代表で構成される検察審査会のような制度もある等の理由から、「裁判所の裁判官だけの判断ではなく、多角的な観点から判断できるメンバーによる別途の機関の創設を検討すべき」という意見もあり得るところである。

しかし、「減刑」は、裁判所がなした判決を個別に事後的に変更するものにはかならず、そうであれば、その「変更の判断」自体は、やはり裁判所が責任をもって行うべきであろう。もっとも、その裁判体の構成に、裁判員のような市民の代表が入る方法は考え得ることではある。

(3) 「特別減刑申立必要期間」について

① 提言の趣旨

特別減刑申立必要期間は、15年又は20年とすべきである。

② 理由

当連合会が今回提言する「死刑の代替刑」としての「終身拘禁刑」は、刑罰自体としては仮釈放を認めない峻烈な自由刑であるものの、全く仮釈放の可能性のない拘禁制度では非人道的であり、国際的な批判も受けかねず、事後に例外的に仮釈放の可能性のある無期拘禁刑に減刑する必要があることを認めたものである。

そうであるならば、「特別減刑申立必要期間」は、特別減刑後、仮釈放申請までに必要な法定期間（10年間）を通算して、「短いほど「非人道的」という批判は免れるが「死刑の代替刑」としての世論・社会の理解からは遠のく」、「逆に長いほど「死刑の代替刑」としての峻烈さへの世論・社会の理解は高まるが「非人道的」という批判は強まる」という構造になり、それをどのように調整し判断するか、という問題となる。

そして、その妥当性の判断基準の一つとして、日本も締約国となっている国際刑事裁判所に関するローマ規程第110条第3項で「終身の拘禁刑につき25年間刑に服した段階で減刑をすべきかどうかの再審査が行われる」とされていることが挙げられる。

i) 仮に、「特別減刑申立必要期間」を15年とした場合、無期拘禁刑に減刑後の仮釈放法定期間の10年を加算すると、終身拘禁刑受刑者についても最低25年で仮釈放の申請が可能ということになり、上記の国際規程上にも見合うということで、有力な考え方となる。

しかし、25年間の自由拘束で仮釈放の可能性が認められることに対しては、有期拘禁刑の最長期間（30年）よりも短期間で仮釈放の可能性が出てくることになり、「終身拘禁刑」とは名ばかりで、「死刑廃止の代替刑」足り得ない、という批判が考えられる。

ii) 他方、「特別減刑申立必要期間」を20年とした場合、無期拘禁刑に減刑後の仮釈放法定期間の10年を加算すると、「終身拘禁刑」の受刑者についても最低30年で仮釈放の申請が可能ということになり、上記の有期拘禁刑の最長期間（30年）との比較の問題は解消されるが、前述の国際規程との比較では拘禁期間が長過ぎるとの批判が出てくる可能性がある。

iii) さらに、「特別減刑申立必要期間」を25年や30年とした場合は、無期拘禁刑に減刑後の仮釈放法定期間の10年を加算すると合計で35～40年もの拘禁期間が仮釈放の申請までに必要となり、理論上は仮釈放の可能性はあっても実際には殆どその可能性はなくなる。その意味では、「死刑」に代わる最高刑としての峻烈さを有することになるが、前述の国際規程からすれば、「あまりに非人道的」との国際的な批判は免れ得ないと思われる。

これらの考え方を比較して検討したとき、如何に「死刑廃止のための代替刑」として世論や社会に理解してもらうことが必要とはいえ、やはり「非人道的」と国際的にも批判を受けるような制度設計は、日本国憲法の人権尊重の理念からしても避けるべきであろうと思われる。

iv) よって、当連合会としては、「終身拘禁刑」の受刑者に対して例外的に「特別減刑手続」を認めるための「特別減刑申立必要期間」については、15年又は20年間が適当であると提言する。

なお、この15年と20年のどちらが適切かは当連合会の議論においても意見が大きく分かれたところであり、今後の各関係機関の議論において更に検討されるべきと史料する。

(4) 「特別減刑のための判断要素」について

① 提言の趣旨

「刑事施設における矯正処遇のプログラム等により、終身拘禁刑受刑者に改悛の状が顕著に認められるようになったこと」が必要なことは言うまでもないが、それと共に、「社会の状況が客観的に見て当該事案における無期拘禁刑への減刑を拒絶しない程度に至っているかどうか」という要素も入れるべきか否かについては、今後更に検討を要する。

② 理由

i) 「終身拘禁刑」から「無期拘禁刑」への特別減刑が認められるためには、時の経過とともに、その受刑者の改善更生が進んだかどうかに関する判断が必要になる。

改善更生が進んだかどうかについては、基本的には、終身拘禁刑受刑者に対する矯正プログラムの進捗によって判断されるべきと思われる。

終身拘禁刑受刑者に対する矯正処遇の在り方については、悔悟の情⁸を抱くこと及び改善更生の意欲⁹を深めることが求められる。悔悟の情や改善更生の意欲は、終身拘禁刑の判決確定時と比較して、より深まっていると判断されることが必要である。

ii) さらに、特別減刑判断に当たって、受刑者本人の状況だけでなく、その受刑者の起こした事件が社会に与えた影響やその後の社会の状況を考慮すべきか否か、が問題となる。

現在の「仮釈放」の制度（刑法第28条）においては、仮釈放を認めるか否かの判断の基準として、法務省令「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」があるが、その第28条においては「…ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない」との規定がある。そして、「社会の感情が仮釈放を是認するかどうかを判断するに当たっては、被害者等や地域社会の住民の具体的な感情は、重要な考慮要素となるものの、「社会の感情」とは、それらの感情そのものではなく、刑罰制度の原理・機能という観点から見た抽象的・観念的なものであることに留意して判断を行うこと¹⁰」との基準が示されている。

「終身拘禁刑」が「死刑」の代替刑として創設されるとすれば、その判決が下されるような事件は、社会的には大きな衝撃を与えた事件であり、被害者や遺族又は関係者だけでなく、社会一般においても影響もたらされ、事件の持つ意味についても深く考えさせられるものであることも多いと思われる。そうであるなら、日本において初めて導入する制度であり刑罰制度への信頼という観点から、「終身拘禁刑」から「無期拘禁刑」への裁判所による例外的な特別減刑手続の判断基準においても、同様の「社会の状況」を判断の考慮要素に加えるという考え方はあり得

⁸ 悔悟の情を抱くためには、刑を言い渡される理由となった犯罪による被害の実情及び当該犯罪に至った自己の問題性を正しく認識するためのプログラム及びこれらの認識を持った上で悔いる気持ちを持つためのプログラムが必要である。

⁹ 改善更生の意欲を深めるためには、被害者等に対して償いをする気持ちを持ち、またどのように償うべきかを正しく認識するためのプログラム及び再び犯罪をしないためにどのような生活を送るべきかを正しく認識するためのプログラム並びに過去の生活を改め健全な生活を送る気持ちを持つためのプログラムが必要である。

¹⁰ 平成20年5月9日法務省保観第325号「犯罪をしたもの及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（依命通達）」7 仮釈放許可基準の適用参照。

るところである。

もっとも、この場合の「社会の状況」とは、個人の持つ当該事案の終身拘禁刑受刑者個人に対する感情ではなく、客観的なものとして捉えられる必要がある。すなわち、個人が抱く感情ではなく、終身拘禁刑や「特別減刑手続制度」の運用に対する世論、被害者やその遺族等に対する支援制度の内容など客観的に判断される事由¹¹に基づく社会の状況であると考えられる。

ただし、「仮釈放」の是非の判断の段階ではなく「終身拘禁刑から無期拘禁刑への特別減刑手続」の判断の段階においてそのような判断要素を考慮する必要があるのか、また裁判所を判断機関とした場合に裁判官にそのような「社会の状況」を判断できるのか、については、疑問を呈する意見もある。また、そのような「社会の状況」の判断のために、事件から長い年月を経ているにもかかわらず被害者遺族等の意見聴取が行われることは、被害者遺族等にとって精神的負担が重過ぎる場合もあると考えられ、仮に行われるとしても応じるか否かも含めて最大限の配慮が必要であろう。

これらの「判断要素」については、今後とも様々な立場で検討と協議が行われることを求めるものである。

(5) 特別減刑判断のための資料の収集について

① 提言の趣旨

- i) 終身拘禁刑受刑者の刑事施設において収集・保管している資料や記録は、その刑事施設(の長)に提出義務を課し、受刑者本人やその家族、また被害者遺族等にも必要に応じて判断資料の提出権を認めるべきである。
- ii) 終身拘禁刑受刑者の心身の状態を調査するための鑑定制度の導入についても検討されるべきである。

② 理由

- i) 特別減刑判断を行うに当たっては、裁判所に、終身拘禁刑受刑者の悔悟の情、改善更生の意欲などの諸要素を判断するための客観的な資料が提出される必要があるが、終身拘禁刑受刑者は、刑事施設に拘禁されて生活しているのであるから、記録等は基本的には施設において収集・

¹¹ 客観的な事由として、本文に例示した以外に、国民の平均余命、無期拘禁受刑者の仮釈放者数やその平均在所期間など、更には我が国が批准したものも含め人権諸条約の規定内容を参考にすることも考えられる。

保管されており、その刑事施設の長に必要な記録等の提出義務を課す必要がある。

また、終身拘禁刑受刑者が外部に発出した書簡等の中には、面会者や書簡等の受領者において保管しているものもある。終身拘禁刑受刑者本人が記録をつけているということもあろう。終身拘禁刑受刑者は、被害者やその遺族等へも諸種の手紙をしたためることがあり、遺族等関係者がその手紙等を受領して保管したりしていることもある。

このような手紙等も改悛の状の判断になる資料であり、終身拘禁刑受刑者やその家族及び被害者遺族等からそれらの提出の希望があれば、これを認めることに異論はないと思われる。

このほか、終身拘禁刑受刑者の減刑に否定的な意見や書面の提出希望もあると思われるが、それらも判断材料としての提出を認めなければ、信頼性のある制度にはならないであろう。

さらに、被害者遺族等や関係者の供述や陳述書も社会の状況を知る判断材料にはなり得るもので、資料として提出されることを肯定して良い¹²。

- ii) 終身拘禁刑受刑者は、長期間の拘禁により精神的な影響を受けていることもあると推測される。特別減刑の判断に当たっては、終身拘禁刑受刑者の精神状態も重要な検討要素となり得るが、仮に精神疾患の治療が行われないまま見過ごされ、特別減刑判断が否定されるということになれば、刑罰制度の運用上、受刑者に対する処遇として許されない事態である。そのため、特別減刑判断において終身拘禁刑受刑者の精神状態等について、そうなった原因を含めて調査のための鑑定制度を実施することを検討すべきである。

(6) 「裁判所の審理方式と判断形式」について

① 提言の趣旨

審理方式は、審判手続とし、合議体の裁判体での判断とすべきである。

② 理由

- i) 審理方式は、対審構造とすべきか

終身拘禁刑を無期拘禁刑に特別減刑することは、司法作用としての

¹² 被害者や被害者遺族に対する連絡等については、終身拘禁刑という判決後相当の時間が経過していることもあり、また個人の感情の在り方にも差があり得ることで、これらのことを配慮した連絡の在り方や連絡方法を工夫する必要がある。

確定判決を変更する制度であるため、少なくとも刑事事件の審理と同じ訴訟手続とすべきではないかという考え方もあると思われる。

しかし、「特別減刑手続制度」は、実質的には刑罰の執行過程における問題であり、犯罪の成否の認定ではないので、必ずしも刑事裁判と同様の審理方式とする必然性はない。また、特別減刑判断の検討要素として「改悛の状があるかどうか」を判断するため、終身拘禁刑受刑者に対する処遇要領の実施状況や受刑後の生活態度や被害者又は遺族を含めた外部の人との交流状況等、終身拘禁刑受刑者や関係者等のプライバシーに関する事実が提供されることもあり、全ての段階について公開手続を取るとプライバシー侵害の問題も発生する。

これらのことを考慮するならば、厳格な訴訟手続という形式を取るのではなく、手続の進行に関してある程度柔軟に対応できる審判形式によることが良いと考えられる。

もっとも、終身拘禁刑を無期拘禁刑に特別減刑するという事は、社会的には重大な関心事であるから、全て非公開で行うことでは判断に対する信頼性が担保されないと思われ、プライバシー侵害の程度を考慮して、公開手続とする範囲が決定されるのが良いと考える。

ii) 裁判体は単独か合議か、また裁判員が関与すべきか

「特別減刑手続制度」は、受刑開始後の改悛の状に関する事実認定とそれに対する評価を行うというもので、時の経過に加えて悔悟の情・改善更生の意欲等の有無や程度等による刑罰の変更の是非を問うものであるが、終身拘禁刑を無期拘禁刑に変更するという重大な判断を行うものであるから、合議体による判断とすることが適正であると考えられる。

もっとも、「特別減刑手続制度」は、犯罪の成否に関する事実認定を覆すものではなく、また当初の量刑自体の判断を否定するものでもないため、裁判員が関与する必然性はないが、関与する制度も否定するものではない。

(7) 「裁判所の管轄」について

① 提言の趣旨

終身拘禁刑受刑者が収容されている地の地方裁判所を、第一審の管轄裁判所とすべきである。

② 理由

特別減刑手続の事物管轄については、上訴権の確保という観点から、地

方裁判所を第一審の管轄裁判所とすべきである¹³。

土地管轄については、申立ての対象となる終身拘禁刑受刑者や矯正施設の関係者が出席しやすいということを考慮し、終身拘禁刑受刑者の受刑地の地方裁判所とすべきである¹⁴。

(8) 「特別減刑手続の申立権者」について

① 提言の趣旨

特別減刑手続の申立権者は、終身拘禁刑受刑者本人と共に、終身拘禁刑受刑者本人の意思に反しないことを前提として、終身拘禁刑受刑者の配偶者及び三親等内の親族、あるいは終身拘禁刑受刑者を収容する刑事施設の長及び検察官も検討すべきである。

② 理由

終身拘禁刑受刑者本人に申立権を認めることは、人権諸条約の解釈上から当然である¹⁵。

他方、体調の悪化や精神面の不調等により、終身拘禁刑受刑者が自ら申立てを行うことが困難な場合も考えられる。そのような場合には、配偶者及び三親等内の親族、あるいは「終身拘禁刑受刑者が収容されている刑事施設の長」や「検察官」にも、申立権を認めて良いと思われる。

ただし、あくまで「本人の意思に反しない」ということが前提であり、終身拘禁刑受刑者本人の意思（減刑を望まない）に反してまで申立権を認める必要は無いと考える。

なお、兄弟姉妹よりも親族の範囲を広げて三親等内の親族に申立権を認めるのは、特別減刑手続の申立てまでには相当長期間の期間の経過が必要なことから、申立可能時期が到来したときには親や兄弟姉妹が既に没しているという状況もあり得るため、親族の範囲を広げておく必要があるからである。

¹³ 「特別減刑手続制度」においても受刑者の権利に関することであるため、審級の利益を確保すべきという要請は働くものとする。

¹⁴ なお、現在の刑事施設の運用上は、無期刑受刑者は執行刑期が10年以上の長期刑受刑者としての施設に収容されることになっているが、諸事情により、それ以外の施設に収容される場合もある（「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（依命通達）」（平成18年5月23日矯成第3315号）別表3参照）。

¹⁵ ヨーロッパ人権裁判所は、ヴィンター対英国（Vinter and Others v. the United Kingdom）事件の判決（2013年7月9日）において、英国の終身拘禁命令付終身刑には釈放の可能性がなく、ヨーロッパ人権条約第3条に違反するとした。その後、英国の終身拘禁命令付終身刑に対しては、ハッチンソン対英国（Hutchinson v. the United Kingdom）事件の判決（2017年1月17日）において第3条違反の認定は避けられたものの、同判決においても、ヴィンター対英国事件判決が判示した第3条違反の判断基準は変更されていない（田鎮麻衣子「欧州人権条約3条と終身刑」（「新倉修先生古希祝賀論文集 国境を越える市民社会と刑事人権」現代人文社、2019年））。

(9) 「特別減刑手続の申立要件及び欠格事由」について

① 提言の趣旨

- i) 特別減刑申立必要期間が経過したこと
- ii) 特別減刑手続申立時において終身拘禁刑受刑者が、刑事事件の捜査・公判中でないこととすることが考えられる。

② 理由

「特別減刑申立必要期間の経過」が申立要件となることは当然のこととして、特別減刑の申立てを行うに当たり、終身拘禁刑受刑者が、刑事施設内において刑事事件を犯した者として捜査を受けたり、公判中である場合には、申立てを認めることは適当でないと考えられる¹⁶。

また、未執行の自由刑がある場合については、特別減刑後にその処理を行えば良いことから、特別減刑申立のための欠格事由とする必要性はないと考えられる。

(10) 「上訴及び再申立」について

① 提言の趣旨

- i) 終身拘禁刑から無期拘禁刑への特別減刑判断に関して、これが否定されたときは終身拘禁刑受刑者の上訴権を認めるべきであるが、これが認められたときは、検察官はこの判断に対して不服申立てを行うことができないとの制度にすべきである。
- ii) 特別減刑申立てが棄却されたときも、その後に更生の可能性が以上、相当期間を経れば、その後も特別減刑申立てを行うことができるものとすべきである。

② 理由

- i) 終身拘禁刑受刑者は、無期拘禁刑に特別減刑されたとしても仮釈放の申立てをするためには更に法定期間10年の無期拘禁刑受刑者としての改善処遇プログラムを受ける必要があり、その後地方更生保護委員会の仮釈放に関する判断を経る必要がある(刑法第28条)。

したがって、無期拘禁刑に特別減刑されたとしても、刑罰権の作用が大きくゆがめられたと評価されるのではなく、刑罰権の適正な行

¹⁶ 改悛の状の判断に当たり、終身拘禁刑受刑者が刑事施設内において刑事事件に該当する行為を行ったか否かの捜査あるいは公判が行われている場合、その行為の認定において、例えば正当防衛により無罪となるのか、そうした事情がなく有罪となるのかにより、改悛の状の判断に直接影響する。そのため、その行為に対する判断を待つ必要があることから、消極的要件として提案しているものである。

使は保障されていると考えられ、国に不服申立権を認める必要性はないと考える。

一方、終身拘禁刑受刑者にとっては、特別減刑の申立ては権利行使であり、無期拘禁刑に特別減刑されるか否かは、個人の利益に重大な影響のある事項である。そのため、特別減刑が認められないときは、不服申立てをし、高等裁判所又は最高裁判所における判断を仰ぐ機会を保障する必要があると考える。

- ii) 終身拘禁刑受刑者及びその他の申立権者の再申立権をどの範囲で認めるかについては、検討が必要である。1回の行使を認めるだけでは社会復帰の可能性が損なわれる事態も発生する。また、終身拘禁刑は、文字どおり死亡するまで拘置する刑罰であるが、人間が更生する可能性は死亡するまで存するものであり、「特別減刑申立必要期間」の経過後は、いずれの時期であってもその都度再申立てを認めるべきである。ただし、特別減刑申立が否定されたのであるから、更に相当の期間引き続いて改善更生のための処遇を受ける必要があると考える。

(11) 「付添人(国選を含む)の選任」について

① 提言の趣旨

「特別減刑手続制度」の中で、終身拘禁刑受刑者を擁護する付添人の選任権を認め、国選付添人を選任できる制度を設けることも検討すべきである。

② 理由

終身拘禁刑を無期拘禁刑に特別減刑する手続は、終身拘禁刑受刑者の申立てを権利として認めた制度設計としている。刑事被告人ではないので、終身拘禁刑受刑者に弁護人を付すことまでは、直ちに憲法上の要請があるとは言い難い。

しかし、終身拘禁刑受刑者にとっては重要な権利に関する手続であるため、終身拘禁刑受刑者を擁護する付添人の選任権を認めるべきではないかと考える。また、私選で付添人を選任できない者に対しては、国選付添人を付すこと、すなわち、国選付添人制度を設けることも検討すべきである。

4 「終身拘禁刑」の創設と現行の「無期拘禁刑」の関係について

- (1) 前述のとおり、当連合会は、2010年12月17日付け「無期刑受刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」において、現行の無期拘禁刑について、仮釈放の制度(刑法第28条)があるにもかかわらず、2004年

以降無期刑受刑者の仮出所者の平均受刑在所期間が25年を超える事態となつて事実上終身刑化していることに対し、「…それ自体が国際人権基準に違反する恣意的な拘禁であり（自由権規約第9条1項違反）、また非人道的なものである（自由権規約第7条違反）」と批判し、その制度の改革を訴えている。

他方で、「死刑制度の廃止」という目的のために、その代替刑として「終身拘禁刑」を今回提言しているが、その必要性については、前述したとおりである。

しかしながら、そのような新たな「終身拘禁刑」を提言する以上、「現行の無期刑の事実上の終身刑化」との関係、及び新制度創設以降に現行の無期拘禁刑をどうすべきかについては、整理をしておく必要がある。

(2) 結論から言えば、新たに死刑の代替刑として、仮釈放制度の適用が刑罰自体としては一切ない「終身拘禁刑」を創設する以上、現行の「無期拘禁刑」の運用による事実上の終身刑化を終わらせ、刑法第28条の本来の趣旨に立ち返り、現行「無期拘禁刑」については法文どおり法定期間の10年を経過した場合は、社会復帰に向けた仮釈放の審理が適正に行われるようにすべきである。

その意味で、当連合会が2010年12月17日付けの「無期刑受刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」で提言した現行の無期刑制度の改善案を、今こそ実行すべきである。具体的には、

- ① 服役期間が10年を経過した無期刑受刑者に対しては、その期間が15年に達するまでの間に初回の仮釈放審理を開始し、その後は1～2年ごと、長くても3年以内の間隔で定期的に仮釈放審理の機会を保障すること
- ② 受刑者本人及び代理人弁護士による仮釈放審理手続への参加を認めること
- ③ 被害者等の意見聴取の位置づけとその方法を見直すこと
- ④ 検察官からの意見聴取は、廃止すること
- ⑤ 仮釈放を不許可とする判断は決定によるものとし、その旨の通知は理由とともに受刑者本人に対して書面により告知すべきものとし、仮釈放不許可決定に対する不服申し立てを認めること

等の実行である。

(3) さらに、当連合会が今回提言している「終身拘禁刑」については、「その

ような刑ができれば、これまでは死刑判断との比較の結果、無期拘禁刑の適用で留まっていた案件が、死刑判断のために必要な要素の厳密な検討が行われることなく、死刑判断ではないということで終身拘禁刑の判断が行われてしまうことが考えられ、かえって厳罰化に繋がる」という意見もありうる。しかし、今回提言する「終身拘禁刑」は、前述してきたようにあくまで「死刑制度の廃止」後の死刑の代替刑として最高刑として提案するものである。そのため、終身拘禁刑が創設されたからといって、従来の無期拘禁刑の判決が下されていた事案に対して、安易に、重罰化の傾向の流れに合わせて終身拘禁刑の判断にならないように、従前に死刑が相当とされた事案のみに適用されるよう、その運用については司法関係者の間での慎重な判断と検討が行われることを強く要望する。

5 「終身拘禁刑受刑者に対する具体的な処遇に対する考え方」について

(1) 拘禁刑受刑者の処遇については、現行制度上、刑事被収容者処遇法で規定されている。

この法律は、監獄法の全面改正を含む抜本的な行刑運営全般の見直しや改善を求めることを視野に入れていた行刑改革会議による、2003年12月22日、「行刑改革会議提言」に基づいている。

行刑改革会議提言においては、「わが国の行刑は、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由を剥奪するとともに、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るといった基本的理念に基づき行われてきた。この基本的理念は、被拘禁者処遇最低基準規則など種々の国際基準にも合致するものであり、今後の行刑運営においても維持されるべきものである。」と述べている。

そこで、新たに創設される「終身拘禁刑」の受刑者の処遇についても、刑事被収容者処遇法で規定し、種々の国際基準にも合致した処遇内容が求められていると考えるべきである。

(2) 現行刑法上、無期拘禁刑は仮釈放が認められており、「改善更生及び円滑な社会復帰を図るといった基本理念」に基づいて行刑運営が行われることは、制度的には問題がないと考えられる。

他方で、「終身拘禁刑」は仮釈放が認められない刑罰であることから、同刑罰に対し「円滑な社会復帰を図る」という理念をそのまま維持して良いのかという疑念を持たれることもあろう。

この点については、今後検討を要するところではあるが、終身拘禁刑の導入と同時に「特別減刑手続制度」も導入されることを併せ考えたとしても、

制度的には無期拘禁刑に減刑される終身拘禁刑受刑者が出る可能性もあるが、現実には終身拘禁刑受刑者の多くは刑事施設で暮らすのではないかと推測される。そこで具体的な処遇目的や処遇内容を中心に検討すべきという考え方もあるところである。

(3) 国際基準とされている改定国連被拘禁者処遇最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ。以下「マンデラ・ルールズ」という。)は、「受刑者の処遇は、社会からの排除ではなく、社会との継続関係を強調するものでなければならない」(同規則 8 8 (1) 参照)、「拘禁刑又はこれと同種の処遇を科せられた者の処遇は、刑期が許す限り、釈放後、法を遵守する自立した生活を営む意思と能力を持たせることを目的としなければならない」(同規則 9 1 参照)、「受刑者の刑罰開始の当初から、釈放後の将来について考慮が払われなければならない」(同規則 1 0 7 参照)と規定している。また、欧州評議会の第 8 5 5 回閣僚代理会合において、「行刑局による終身刑及び長期受刑者のマネジメントに関する加盟国閣僚委員会の勧告」(「C O E 勧告」)が採択されている。

(4) 終身拘禁刑受刑者の処遇については、これらの規則や C O E 勧告の内容、行刑改革会議の提言を参考にし、憲法が求めている個人の尊厳を尊重した内容となる処遇制度を検討する必要がある。

具体的な検討に当たっては、現実に処遇している矯正施設における無期拘禁刑受刑者を含めた長期拘禁受刑者の抱える問題、例えば受刑者の高齢化による介護、認知症や精神障害者に対する処遇、社会との隔絶等による親族を含めた身元引受人や居住先の確保の困難さ等、への対応策を視野に入れながら、検討する必要もある。

終身拘禁刑受刑者には仮釈放がないが、無期拘禁刑受刑者も受刑開始 1 0 年後あるいはそれ以後、仮釈放による社会復帰が保証されているものではなく、仮釈放されなければ、生涯、刑事施設において処遇を受けるもので、この点では終身拘禁刑受刑者と同じ立場である。その意味において、終身拘禁刑受刑者に対する処遇は、現行の無期拘禁刑受刑者に対する処遇内容と同じ内容でもよいと考えられる。ただし、仮釈放の有無による処遇差が必要だとの実務上の事情があるならば、それは考慮される必要があるであろう。

また、「特別減刑手続制度」により終身拘禁刑から無期拘禁刑に変更される可能性もあることを念頭におき、加えて 2 0 2 2 年 6 月の刑法等改正法による自由刑としての刑罰内容に沿うように、懲らしめではなく、改善更生を目

的とすることで個人の尊厳を尊重した処遇内容はどうあるべきなのか、国際的な人権水準に照らして検討する必要がある。

そして、同水準に照らして考えるなら、終身拘禁刑受刑者の人格的特性の多様性並びに受刑者各個人に対する個別的な計画を立て(個別性原則)、刑事施設生活は、社会における日常生活の現実にできる限り近似するように配慮され(ノーマライゼーション原則)、刑事施設内の日常生活において、自ら責任を持って行動する機会を与えられ(責任性原則)、終身拘禁刑受刑者であるという理由だけで隔離されるべきでなく(非隔離原則)、終身拘禁刑受刑者が外部社会に対して示すリスクと、他の受刑者や施設の職員や訪問者に対して示すリスクを区別して処遇し(保安と安全原則)、終身拘禁刑受刑者に対する個別的な計画は、刑事施設制度を通じて進歩的な前進を保証すること(進歩性原則)等の原則が意味するところに叶うよう構築し、これが処遇プログラムに反映されるように個別計画が組み立てられるようにすることが目標とされるべきである。

以上